

プロポーザル募集に関する公告

一級河川宮川河川改修事業計画実施方針検討業務を事業者へ委託するにあたり、優れた技術者を募集し事業者を決定するために、次のとおりプロポーザルを実施する。

平成21年6月23日

岐阜県高山土木事務所長 三輪 修

1 業務概要

- (1) 業務名 一級河川宮川河川改修事業計画実施方針検討業務
- (2) 業務内容 下記区間における既存河川改修事業計画の実施方針検討及び暫定計画の立案
宮川： 戸市川合流点～大八賀川合流点(L=約20.2km)
宇津江川：宮川合流点～森ヶ下地内(L=約3.1km)
- (3) 仕様等 「一級河川宮川河川改修事業計画実施方針検討業務説明書」(以下「説明書」という)による。
- (4) 履行期間 平成21年8月14日～平成22年2月26日
- (5) 契約予定対象者
本業務の契約予定対象者は、岐阜県県土整備部公募型プロポーザル方式により選定し、書面審査により1社を特定する。

2 参加資格

- (1) 事業者に対する要件
下記条件をすべて満たすこと。
 - 一般競争入札参加者の資格
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167の4の規定に該当しない者であること。
 - 岐阜県入札参加資格
岐阜県入札参加者名簿の「建設コンサルタント(河川)」に登録されていること。
 - 入札参加停止等措置の非該当
参加表明書等の提出期限から当該業務の契約締結日までに、岐阜県から、岐阜建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領(平成13年4月1日 工検第12号)に基づく資格停止措置を受けていないこと。
 - 業務実績
平成6年度以降に完了した同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。
同種業務：河川改修計画の再検討及び暫定計画の立案に関する業務
類似業務：河川改修計画の立案に関する業務

(2) 予定技術者に対する要件

下記条件を満たす管理技術者・照査技術者を当該業務に配置できること。

管理技術者

1) 資格及び実務経験等

岐阜県設計業務委託共通仕様書第1106条3の条件を満たす者

2) 業務経験

(1) 事業者に対する要件 業務実績 に同じ。

3) 手持ち業務量

平成21年6月23日現在の手持ち業務(特定後あるいは入札後、未契約の業務を含む)の契約金額の合計が4億未満かつ、手持ち業務の件数が10件未満である者。「手持ち業務」とは、管理技術者、照査技術者、担当技術者等の技術者の区分を問わず、現在関わっている全ての業務を指す。

照査技術者

1) 資格及び実務経験等

岐阜県設計業務委託共通仕様書第1107条2の条件を満たす者。

3 特定方法

- (1) 別に設置する一級河川宮川河川改修事業計画再検討業務評価委員会(以下「評価委員会」という)において、厳正な審査を行う。
- (2) 提出書類により審査を実施し、最優秀者を特定する。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方式により合計得点を算出する。
- (4) 評価委員会による審査の結果(特定・非特定)についてはプロポーザル参加者に別途通知する。
- (5) 審査の結果、非特定となった者は、その通知が到達した日から起算して7日以内に、書面により非特定となった理由についての説明を求めることができる。また説明に対する回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

4 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加表明書等の提出は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が参加表明書を提出したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 参加者が当該プロポーザルに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (5) 参加者の提案が他者のものであるとき。
- (6) その他、事前の指示事項に違反したとき又は参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

5 非特定に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者を特定しない。

- (1) 参加表明書に示される業務実施体制について
 - ・ 再委託の内容が主たる業務に該当する。
 - ・ 業務の分担構成他が不明確又は不自然である。
- (2) 技術提案書について
 - ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・ 業務目的に反する内容となっている。
 - ・ 事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・ 実施方針と特定テーマの技術提案との間に整合性が図られていない。

6 契約

- (1) 契約相手方
評価委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とする。
- (2) 契約金額
特定者から徴取した見積を参考に仕様書を作成し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 前払金
契約の相手方は、岐阜県委託業務契約約款第33条に基づき、前払金を請求することができる。
- (4) 契約保証金
免除する。
- (5) その他契約条項
岐阜県委託業務契約約款による。

7 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (3) 提案書は他の提案者に対して非公開とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (6) その他詳細は、説明書による。

8 プロポーザルに関する問合せ先(書類提出先)

住所 〒506 - 8688 岐阜県高山市上岡本町7 - 468 飛騨総合庁舎内
担当 高山土木事務所 契約担当
電話 0577 - 33 - 1111(代) 内線364
FAX 0577 - 33 - 1086
Eメール ito-tsuyoshi@pref.gifu.lg.jp